

「車両入構許可証」の更新申請について

平成27年度の車両入構許可証の交付を希望する場合は、下記をご確認のうえ裏面の申請書を提出して下さい。

なお、場合によっては交付できない場合もありますので、予めご了承下さい。

記

1. 車両入構許可証の交付対象者

- ①実験ユーザーなど研究員で長期間継続して入構する者
- ②業務委託契約に基づき長期間継続して入構する者
- ③工事の施工、物品の納入及び役務等のため長期間継続して入構する者（打合せ等を含む）

【留意点】

- ・入構頻度が少ない場合には、車両入構許可証は交付しませんので、入構の際は臨時入構手続きとなります（車両入構許可証を交付する入構頻度の目安は、週2日以上とします）。
- ・車両入構許可証の有効期限は、最長で平成28年3月31日とします。
- ・年度途中の工事や役務契約等で概ね1ヶ月以上の間連続して入構する場合は、契約期限までの車両入構許可証を交付します。

2. 交付申請書の受付場所

- ・随時、インフォメーションセンター及び安全衛生推進室で受付けています。なお、業務委託業者（長期間の請負契約を含む）の方は、全社分をまとめて安全衛生推進室に申請して下さい。
- ・業者の方の申請にあたっては、機構の主な対応者（職員）の所属氏名のサインをもらって下さい。

3. 車両入構許可証の交付

- ・車両入構許可証は、申請書を受付後、3日程度で交付します。その際、現在の車両入構許可証（水色）をお持ちの場合は、新しい許可証（橙色）と引換えて交付します。
- ・許可証の交付場所 ⇒ 必要に応じて車両確認を行いますので申請車両でお越し下さい。
 - * 業務委託業者（長期間の請負契約を含む）の方 ⇒ 安全衛生推進室
 - * 上記以外の方 ⇒ インフォメーションセンター（できあがりの連絡は特段致しません。）

【注意事項】

- ・車両情報を記載する「シール」には、マジックなど消えないもので車両情報を記入し、特に車両登録番号（ナンバー）は可能な限り大きく記載して下さい。
- ・車両入構許可証の交付後、車両変更をした場合は交付済の許可証を添えて変更申請をして下さい。また、許可車両による入構が不要となった場合は、許可証を返却して下さい。
- ・車両入構許可証を紛失した場合は、安全衛生推進室に申し出て下さい。
- ・車両入構許可証の転貸等はありません。転貸等が発覚した場合は許可証を没収します。
- ・業務委託契約等で業務車両を構内に常駐させる場合は、申請書の「3. 構内常駐車両の場合その駐車場所」を記入し、登録して下さい。常駐車両には、車両入構許可証に常駐車両である旨の表示を行います。

[本件問い合わせ先]

安全衛生推進室：029-864-5119

※記入不要

※車両入構許可証番号	
------------	--

車両等入構許可証交付申請書

平成 年 月 日

高エネルギー加速器研究機構長 殿

申請者 住 所
 会 社 名
 氏名 (運転者) 印
 連 絡 先

下記のとおり、車両で入構したいので、車両入構許可証を交付されるよう申請いたします。
 (申請にあたっては、裏面を確認のうえ申請書を記入して下さい)

記

1. 車両の種類、車名及び色 _____

2. 車両登録番号 (ナンバー) _____

3. 入構希望期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
 入構頻度 _____
 構内常駐車両の場合その駐車場所 _____

(平成26年度交付者：許可証 No. _____、ゲート用カード (業務委託業者等) No. _____ 継続の有/無)

4. 入 構 理 由 _____

※機構の主な対応者等 所属 _____ 氏名 _____
 (業者の方のみ) (機構の職員に、その所属・氏名のサインをもらって下さい)

- (注) 1. 車両の種類 (例)普通乗用車、軽自動車
 2. 車 名 (例)トヨタカローラ
 3. 車両登録番号 (例)土浦 500 ろ 1 5 1 1
 4. 入構希望期間 希望日から最大で当該年度の末日迄を記入する
 5. 構内常駐車両 業務委託契約等により、構内に業務車両を継続して留置く必要
 がある場合のみ、業務車両の常駐を認めます